

北海学園大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

北海学園大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、北海学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は使命・目的、教育目的等を、学則をはじめ各学部・研究科規則などに明記しており、大学案内や学生便覧等の資料においても、これらを簡潔かつ明確に示している。学則等において北海道の大学ならではの「開拓者精神」を建学の精神に掲げ、「地域密着型」の大学としての特長を遺憾なく発揮している。また、カリキュラム編成等においても、今日の地域社会の要請に応える努力を継続している。

大学は全学教授会、学部教授会、大学院委員会、学部長連絡会など、さまざまな機関や組織を利用して役員・教職員の間の情報の共有を図り、大学の使命・目的及び教育目的の有効性を確保している。

「基準2. 学修と教授」について

大学の入学者受入れ方針（アドミッションポリシー）は、ホームページや入試要項などにおいて明確に示されており、同様に各学部・学科・コース・研究科においても、受入れ方針は明確であり、かつ広く周知されている。

教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）もまた、大学案内や「履修の手引き」、シラバス等において明らかであり、建学の精神に基づく教育目的を達成するために一般教育科目を置き、それを基盤に専門領域に係る知識を深められるような科目編成を行っている。教授方法の工夫や開発に組織的に取り組んでいる。単位認定、進級及び卒業・修了要件等は適切に定められている。

教育目的の達成状況を把握するために、教員・学生の双方向から「授業改善アンケート」と「教員アンケート」を実施している。

学生サービスは概して充実しており、学生生活に対するきめ細かなサポート体制が整備されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学は、設置者である学校法人北海学園の寄附行為に基づき、必要な規定等を整備し、組織的運営を適切に行っている。また大学の設置や運営に関して、学校教育法、私立学校法等の関連法規も遵守している。教育情報・財務情報は適切に公表されている。大学の使命・目的を遂行するために、理事会・評議員会は適切に機能している。

関連諸規定に基づき、全学教授会をはじめとする各種機関が円滑に機能することによって大学の意思決定は円滑に行われており、学長のリーダーシップが適切に発揮できる体制となっている。各部門間のコミュニケーションや、学長をはじめとする管理者のガバナンス

スについても適切である。事務組織は堅固に構築されており、事務職員の資質に関しては、外部研修に参加させるなどして、その向上を図っている。

財務基盤は安定しており、消費支出差額において経常的に収入超過を維持している。会計処理は適正に行われており、会計監査も厳正に実施されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学は学則第 2 条に基づき、「自己点検・評価委員会規程」を平成 7(1995)年に制定し、以来自主的・自律的に自己点検・評価に取り組んでいる。また外部評価に関しては、日本高等教育評価機構のほか、JABEE（日本技術者教育認定機構）や公益財団法人日弁連法務研究財団による法科大学院認証評価も受けている。

大学は早くから自主的・継続的な自己点検・評価の重要性を認識し、蓄積した関連データを「教育と研究」と題して公表してきた。大学の継続的な自己点検・評価の結果は自己点検・評価委員会の議を経て、優先順位の高い事項から実行に移す仕組みが確立されている。また、その仕組み自体を PDCA サイクルの観点から常に見直し、検証を加えている。

総じて、大学は使命・目的、教育目的に関して明確な姿勢を保ち、確固とした教育内容・教育方法によって学修・教授は高水準を維持しており、それを可能にするだけの経営・管理と財務が展開されている。さらに、内部質保証を念頭においた自己点検・評価が行われている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域に根ざした大学教育」「基準 B.教育の機会均等の実現」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学はその使命・目的、教育目的等を学則や各学部・大学院規則などに明記しており、更に大学案内や学生便覧等の資料においても、建学の精神を簡潔かつ明白に示している。また、入学式や卒業証書・学位授与式などにおける学長式辞や大学のホームページなどにおいても、大学の使命と目的は具体的、かつわかりやすく文章化されている。また学則等

においては、北海道に設置されている大学ならではの「開拓者精神」を建学の精神に据え、北海道という地域に密着した教育を目指しているなど、大学の使命・目的、教育目的は極めて具体的で、かつ明確である。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

「開拓者精神」という言葉は、北海道に立地する大学にとって、建学の精神や個性、特色を表現するのに適切である。大学は、北海道の発展や開発を担う人材の育成を重視しており、地域密着型の大学としての個性や特色を明らかにしている。さらに、大学は教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令を、十分な配慮をもって遵守している。

大学は、平成 24(2012)年度に生命工学科を新たに設置するなどしており、社会情勢や地域社会の変化に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学は経営管理部門の理事会や評議員会をはじめ、教学部門においても全学教授会、学部教授会、大学院委員会、学部長連絡会、研究科長連絡会等、さまざまな機会を利用して情報の共有を図っており、大学の使命・目的、教育目的等は役員や教職員の間において周知され、かつ理解と協力を得ている。使命・目的などは、年に 4 回発行される広報誌の「学報」や学生便覧、ホームページなどに掲載され、学内外に広く公表されている。これらの手段を通して、大学はその使命・目的及び教育目的の有効性を確保しているといえる。また、現行の教育研究組織は、大学の使命・目的、教育目的を反映しつつ構築されており、整合性を保持している。

大学は、使命・目的、教育目的等を反映した事業計画を毎年作成しており、三つのポリ

シー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）にも使命・目的が反映されている。また、平成 26(2014)年度には使命・目的等に照らした将来的な展望である「国際化ビジョン」を明らかにしている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

大学は、学部・学科・コース、研究科いずれにおいてもその研究・教育分野の特性に応じて固有のアドミッションポリシーを明確に定め、学部においては入学試験要項に、また研究科においては大学院要覧に明記している。さらに、これらのポリシーをホームページ、オープンキャンパス、進学相談会などを通じて周知を図っている。

学生受入れに必要な一般入学試験の出題は、全て学内で厳正に作成・点検・管理する体制が整えられている。特別入学試験においても、アドミッションポリシーを踏まえた志望理由書を提出させるとともに、面接試験に際して志望動機・目的、入学後の抱負、卒業後の進路希望などについて説明させるなどして、アドミッションポリシーとの適合性を確認している。大学院においても、面接試験を課し、適合性を確認している。

収容定員に対する在籍学生総数の比率については、教室やクラス数の確保も含め指導に支障をきたすほどに大幅に定員を上回る状態にあることは認められず、また定員を上回った場合であっても、次年度は入試部と連携して厳格に入学者の定員管理に臨んでいる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神に基づく教育目的を達成するために、大学は、一般教育科目において、教養

教育の構築に係る学長諮問及びこれに対する3答申に基づいて、充実した教養教育の実現を企図した教育課程の体系的編成を実施しているほか、「北海道学」のコースを設置している。これら一般教育科目によって培われる教養・技能・知識を基盤に、各学部・学科・コースは、その専門領域に係る知識を深められるように教育課程を編成している。

大学院においても、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的に、各研究科・課程の特性に応じた科目を編成している。

カリキュラムポリシーについては、ホームページ・大学案内に明記し、広く大学内外に周知を図っている。更に教育課程の編成について、大学においては「履修の手引き」に記載し、大学院においてはガイダンスを行っている。

いずれの学部においても年間履修登録単位数の上限を設定し、準備学習（予習・復習）に必要な時間を確保できるように配慮し、併せてシラバスにおいても「準備学習の内容」欄を設け、単位制度の趣旨を踏まえた教室外学修の指示に配慮している。

【優れた点】

○一般教育科目に設置された「北海道学」コースによって、北海道の歴史・文化・言語などをさまざまな視角から学び、多様な文化や社会、自然への理解へと学びを広げ、建学の精神に基づく大学の人材養成目的の達成を図っていることは、評価できる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学生への学修支援は、いずれの学部・研究科においても、教務担当職員が関係部課及び各学部・学科・研究科と連携を取り、教職協働による学修支援体制を整備している。

特に、ICT（情報通信技術）を活用した支援体制として、「学生総合支援システム（G-PLUS!）」による掲示通知、成績照会や履修登録など学生の学修支援・授業支援、さらに「講義支援システム（GOALS）」による予習・復習課題の指示・提出、テスト・アンケートの実施や教員・学生間の双方向のコミュニケーションなど、学修支援・授業・講義支援のための体制を整備している。

教員と学生の交流の観点では、全学部がオフィスアワーを設定しているほか、クラス顧問やゼミナール担当教員による個別指導などきめ細かな学生対応を図り、授業支援や学生相談の充実に活用している。兼任教員に対しても委嘱関連書類に授業前後における学生対応の依頼を明記しており、兼任教員への働きかけも適切であると認められる。

TA が平成 25(2013)年度から各学部・修士課程において導入され、業務実績も一定の成果が認められるので、継続的かつ発展的に運営していくことが期待される。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位制度、成績評価、卒業・修了要件について学則に明確に定めるとともに、単位制度、成績評価基準や GPA(Grade Point Average)制度については学生便覧、「履修の手引き」にも明記している。

単位認定及び成績評価に当たっては、学部においては全ての授業科目のシラバスで、大学院（修士課程）においては特殊講義のシラバスで、それぞれ「授業のねらい」「授業計画」「準備学習の内容」及び「評価方法・基準」（大学院では「成績評価」）を明示している。シラバス作成に際しては、研究科長・学部長・教務委員会等の第三者による点検を実施している。

他大学等の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等の単位の認定について、編入学・転学等を除き単位数の上限が学則に定められている。

一部の研究科においては、長期履修制度が導入されており、社会人大学院生等の学修支援に役立てている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア教育を進めていくために、全学的な支援体制を整備しつつある。教育課程内としては、全学部1年次生向けに「キャリアガイダンス」を一般教育カリキュラムに設定しているほか、学部独自の科目として、経営学部においては「企業研修」、法学部においては「議員インターンシップ」と「NPO インターンシップ」を開講し単位認定している。特に経営学部では、キャリアという概念を広く「ビジネスマインドやビジネススキルを習得することを通じて社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力や態度」として捉え、キャリアサポートプログラムの実施に当たり大学4年間で五つの期間に大別した段階的指導を行っている。一方、教育課程上の科目とは別に、キャリア支援センターを通じたインターンシップを実施しており、インターンシップ受入れ企業の開拓と並行して事前事後指導の充実を図っている。なお、インターンシップの単位認定は、教育課程の一環として学部ごとに一定の基準を設けている。

さらに、キャリア支援センターでは就職支援ポータルサイト「ミナトコム」を通じた就活情報の提供に加え、進路が内定した4年次生の協力を得て3年次生への支援を行う「ミ

ナトコムジュニア」(民間企業)と「コムエッグ」(公務員)と称するサークルの場を提供している。

【優れた点】

○就職支援組織として、ポータルサイト「ミナトコム」や公務員志望者を対象とする「コムエッグ」は、学生同士という近い立場で就職活動のノウハウを後輩に伝授する自主サークルであり、大学がこうしたさまざまな集いの場を提供していることは評価できる。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価の全学的組織として教育開発運営委員会を設置し、「授業改善アンケート」「教員アンケート」を「講義支援システム (GOALS)」を通じて実施している。「授業改善アンケート」については「講義支援システム (GOALS)」で学生・教員ともにアンケート結果を閲覧することができ、これに即応して「教員アンケート」を翌週実施することで、学生の要望や授業改善に向けて評価結果を速やかにフィードバックするシステムを確立している。またアンケート結果を実施報告書として冊子にまとめるほか、大学のホームページでも公開している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス及び厚生補導のための組織として、教職員に保健師を加えた「学生部」を設置し、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談など生活全般にわたる事項について、メールによる相談も受付けるなど、きめ細かなサポート体制を整備している。また学生サービスに対する学生の意見をくみ上げるために教育開発運営委員会が学生生活実態調査を実施し、その結果を調査報告書にまとめ公開し学生生活の向上を図っている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員の配置は、建学の精神や大学の使命・目的及び教育目的、更には三つの方針に基づいた教育課程にかなっており、教員数についても設置基準を上回っている。また教員の採用・昇格基準については「審査（人事）委員会」のもとで厳正なる資格審査を行い、教授会ないし研究科委員会を経て理事会の発令によって決定されている。

教員の資質・能力向上への取組みとして、教育開発運営委員会を設置し、全学教育という観点から討論・情報交換を行い、新たな企画の提案や発信を図っている。

教養教育については教務センターの主導で、学士課程教育の構築の一環として「豊かな教養を培うための幅広い学びをいかに保証するか」を目標に掲げ、共通教育検討委員会及び共通教育カリキュラム検討委員会において、全教員参加型の幅広い教養教育の検討・具体化を進めている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

豊平・山鼻両キャンパスとも、校地、校舎面積は十分な面積を有し、清田グラウンドなどの運動場、図書館、体育施設、情報サービス施設、研究室などの施設設備は適切に整備・活用されている。このうち2部を設置する各学部が集まる豊平キャンパスについては、地下鉄の駅に直結し、キャンパス内の建物に直接アクセスが可能な構造となっている。また両キャンパスとも建物の耐震補強・バリアフリー化やAED（自動体外式除細動器）の設置についても適正な措置が講じられ、安全性・利便性が確保されている。更に教育環境についての学生の意見・要望を聴取するために、年に一度、学生代表と学長とが懇談する機会を設け、可能なものから速やかに実現するよう努めている。

授業を行う学生数の管理については、各学部において少人数のクラス編制を工夫し、学部共通の一般教育科目についても開講クラスの追加や履修者選抜などの措置によって可能な限り少人数教育の実現に努めている。

【優れた点】

○豊平キャンパスは地下鉄駅直結の構造となっており、特に厳冬期における夜間通学時の安全面やバリアフリーなどの面から、積雪寒冷地の先進事例として評価できる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

「学校法人北海学園寄附行為」に基づき関連規定を整備し、組織的運営を継続的に行っている。

使命・目的の実現への継続的努力の結果は、豊平会（同窓会）の会員数及び多数の支部組織を擁することや、帝国データバンクの平成 25(2013)年度分析によれば、北海道内企業の社長出身大学で輩出社長数が道内大学で最多であることからもうかがえる。また、地域に根ざした高等教育機関として発展に寄与しその役割を果たしている。

大学の設置、運営は関連法令や学則・規定等を遵守し、円滑に遂行している。大学の組織運営のなかでも、基本権委員会を置き、各種権利が侵害されないよう大学環境の保全を図っている。また、衛生委員会を置き、教職員の安全と健康を担保しながら、安全管理についても各種の責任者を置き対応している。

教育情報・財務情報は、それぞれにホームページ上に理解しやすいようにグラフ化するなど工夫をして公開している。更に財務情報については、閲覧できるように計算書類を法人事務局に備え置いている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

役員の選考、理事会の開催、理事の出席状況及び欠席時の委任状等の扱いについて、「学校法人北海学園寄附行為」に基づき、適切に運営しているとともに、理事会業務のうち日常業務については、常勤理事による会合が適宜開催され職務遂行がされている。

理事会議事録は、開催ごとに作成され、議事や審議内容が明確に記載され、署名、捺印も確実に実施している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学則をはじめとした、関連諸規定が整備されているとともに、教育に関わる学内意思決定機関の組織については、学部長連絡会、大学院委員会、教授会、研究科委員会、各機関が整備され、適切に機能している。教学に関する重要な意思決定機関または審議機関の組織上の位置付けについては、教授会、協議会、全学教授会について大学学則第2節に定めている。また、研究科委員会、大学院委員会について大学院学則第8章に定めている。

学長は理事会の構成員として、管理部門と教学部門の調整に重要な役割を果たしているとともに、理事会決定事項を速やかに教職員に伝達する仕組みを確立し適切なリーダーシップが発揮できる体制となっている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

監事の選考は寄附行為に基づき適切に行われている。監事は、理事会へ出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べており、出席状況は適切である。法人及び大学に対し監事及び監査法人の機能が適切に働き、業務及び財務状況に対するガバナンスが有効に機能している。

学長が理事としてガバナンスに参画するなど、大学の意向は学長を通して法人へと伝達されており、管理運営組織と教学組織の意思疎通は円滑に行われている。

評議員の選考、評議員会の運営は寄附行為に基づき適切に行われており、ガバナンスチェックも構成員により有効に機能している。評議員の評議員会への出席状況も適切である。

教学組織の各機関や委員会等からの意見・要望等は学長へくみ上げられ、教学意思決定機関や理事会等の管理部門へと伝達されており、管理運営面のトップのリーダーシップにより具現化している。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務局長のもとに事務体制を構築し、事務分掌規定に基づき適切に機能しており、業務執行の管理体制は、「事務長・課長連絡会議」を開催し、情報の共有を図っている。

職員の資質・能力向上の機会は、「北海学園大学事務研修(SD)委員会」を設置し、組織的に取り組んでいる。また、小樽商科大学との大学間相互交流における SD(Staff Development)研修にも取り組むとともに、職員を外部研修に参加させ資質の向上を図っている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

創設以来、地域に根ざした高等教育機関として、時代と地域の社会的要請に応えるべく学部学科の増設を行ってきており、将来展望を踏まえた四つの基本方針と大学の「国際化ビジョン」を掲げ、教育改革を含めた改組や定員振替等の経営戦略を図り、適切な財務運営に努めている。過去5年間、設置する全ての学部・学科で入学定員以上の入学者を確保し、帰属収支差額、更には消費収支差額において収入超過を維持し、学生生徒等納付金と補助金により法人の財政基盤は安定している。

外部資金は、学長を中心として科学研究費助成事業採択率の向上対策を図るなど、獲得に向けて積極的に取り組んでいる。また、平成25(2013)年には奨学金の給付を目的とした募金団体である「北海学園大学教育振興会」を設立し、寄附金収入の増額を図っている。

資産運用は、銀行の定期預金のみで安全・確実な運用に努め、借入金については、平成21(2009)年度から平成25(2013)年度までの5年間は新たな借入れはなく、返済は計画どおり確実に履行している。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理については、学校法人会計基準をはじめとした関連法規、学内諸規定にのっとり適正に執行されており、経理処理上判断が難しい事案については、監査法人や日本私立大学振興・共済事業団に相談し対応している。日々の会計処理は、関係部局に「経理処理の手引き」を毎年度配付し、適正な処理が出来るよう配慮している。

会計監査は、監査法人による定期的な監査及び寄附行為に基づく監事（3人のうち1人は常勤監事）による監査が行われている。監査法人と監事は年に一度意見交換を行うなど、厳正なチェックが機能するような施策が講じられている。

基準4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神である「開拓者精神」のもと、北海道の開発と文化向上に寄与するため、地域に密着した高等教育機関としての責務を果たすべく、自己点検・評価が義務化される以前から、自主的・自律的に点検・評価を行い今日の法人がある。大学の使命・目的に即しているかの検証は、志願者動向や、卒業後の進路が示すデータにより明白である。さらに、今後も地域社会の変化に対応し「地域密着型大学」としてあり続けるために、「地域に根ざした大学教育」を点検・評価項目の独自の基準として設定している。

自己点検・評価体制については、大学及び大学院学則第 2 条に基づき、「自己点検・評価委員会規程」を平成 7(1995)年 12 月に制定し、各学部等は早い時点から自主的・自律的に自己点検・評価に取り組んでいる。外部評価については、JABEE(日本技術者教育認定機構)、公益財団法人日弁連法務研究財団の評価を受け認定を得ている。平成 20(2008)年度には「自己点検・評価実務委員会規程」を制定し、更に充実した実施体制を構築している。

自己点検・評価の周期については、認証評価の受審時期を 7 年ごととして規定に定め、大学独自の自己点検・評価は「不断に行うもの」とし、日常的に取り組んでいる。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

「北海学園大学自己点検・評価委員会規程」を平成 7(1995)年 12 月に制定し、各学部・研究科が自主的・自律的にエビデンスに基づいた点検・評価を行い、結果を「教育と研究」としてまとめ公表してきた。平成 20(2008)年度に「自己点検・評価実務委員会」を組織し、日本高等教育評価機構の評価基準及び評価項目などに基づき当該委員会がエビデンス集データ編、資料編として整理している。さらに、現状を把握するための「授業改善アンケート」「教員アンケート」「学生生活実態調査」等による継続的な取り組みとして調査・データの収集と分析を実施している。

大学の質保証等の教育改革を促進するために具体的に検討する機関として「教育開発運営委員会」を設置し、FD 活動の情報交換の場として「教育研究交流会」を開催するなど、教育に関する情報や研修報告の迅速な発信のため「教育研究ニュース」の発行等に精力的に取り組んでいる。

自己点検・評価の結果については、その活動状況を「北海学園大学 現状と課題—自己点検・評価報告書 1~4」として、また、認証評価の結果については、「北海学園大学 現状と課題」としてまとめるなど、学内で共有し、かつ社会への公表もホームページ等を通じて誠実にやっている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

「北海学園大学自己点検・評価委員会規程」に、自己点検・評価及び外部認証評価の結果に基づき改革又は改善策を検討することが適当と認められるものについては、自己点検・評価委員会の議を経て、当該部局又は当該委員会に具体的に付託し、付託事項の検討結果を受け、優先順位等について改めて点検・評価委員会の議を経て行うように定めている。その規定に基づき、教育研究をはじめとした大学運営の改革、改善・向上につなげるための仕組みを確立し、効果的に機能させ実行している。さらにその仕組み自体を PDCA サイクルの観点から、常に見直し検証を図っている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域に根ざした大学教育

A-1 地域に根ざした大学教育

A-1-① 授業科目・研究活動・公開講座の有効性

A-1-② 地域貢献の有効性

【概評】

開学以来「地域に根ざした高等教育機関」すなわち「地域密着型大学」としての姿勢を堅持・発展させている。

昭和 32(1957)年に附置研究所として設置された開発研究所は、その時々地域的課題に取組み、地域に根差した大学の拠点を目指してきた。このことは、「北海学園大学地域連携推進機構」設置により、更なる推進が期待される。北海道との間に高等教育機関としては初となる「包括連携協定」を締結したことは、これまでの成果の表れである。また、全学部共通の教養科目に、「北海道学」のコースを設置し、北海道の歴史・文化・言語などをさまざまな角度から学び、多様な文化や社会、自然への理解へと学びを広げていくことが可能であり、地域に根ざした大学にふさわしい教育課程が編成されている。

各部局における特筆すべき地域貢献への取組みとして、学生たちが地域住民と交流を深め、その地域社会が抱える問題及び解決方法を熟考することで地域密着型教育という目標の実現を図る「地域研修」(経済学部)等を行っている。また、法学部教員が北海道各地に出かけ、公開授業やシンポジウム等を通じて各自の研究テーマや問題意識を地域住民等と共に語り合う「法学部カフェ」(法学部)等は注目すべき取組みである。

学生の動向についても、北海道の高等学校を卒業した者が入学者に占める比率は 95%を超えていること、地域社会への貢献を意識する在学生在が少なくないこと、卒業生の多くが北海道に留まって地域のために貢献しており、北海道に本社を置く会社社長に卒業生が占める比率も最多であることなど、地域密着型の大学に徹しようとする姿勢は広く地域社会に認知・受容されているといえる。

以上に照らして、地域に根ざした大学教育は適切かつ有効に機能していると認められる。

基準 B. 教育の機会均等の実現

B-1 夜間開講の充実と社会的責務の全う

B-1-① 大学・大学院における社会人教育と生涯学習

B-1-② 2部教育の充実と発展

【概評】

昭和 25(1950)年、大学の前身である北海短期大学の創設当初から、社会人に高等教育の門戸を広げるべく、工学部を除く 4 学部（経済学部、経営学部、法学部、人文学部）に夜間開講の 2 部を設置し、高等教育の機会均等という明確な目標を掲げ、これを実践し続けており、その成果は北海道内において広く認知されている。

こうした学部における実績と経験を生かし、昭和 61(1986)年以降、大学院各研究科（経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、文学研究科及び工学研究科）でも全国に先駆けて大学院設置基準第 14 条の特例による、夜間開講や授業料等納付金の負担を軽減し半額とする「社会人特例制度」を設け、社会人に対してより専門的な学びの場を提供した。当初は社会人学生が多数を占めていたが、昨今は経済的な事情から 2 部を専願する受験生も少なくなく、多様な学びの機会を確保する意味においてもその社会的責務の重要性が増している。

さらに、平成 23(2011)年からは、大学院の標準修業年限を、修士課程では 2 年を超えて 3 年、博士（後期）課程では 3 年を超えて 5 年で履修できる「長期履修制度」を導入することで、意欲ある社会人の学びの機会を確保するとともに生涯教育の観点からも教育の機会均等という目標を達成しつつある。

